

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月10日

香川県知事 池田豊人

### 香川県規則第3号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和31年香川県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（書類の経由等）</p> <p>第1条 歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）の規定により知事に提出する書類（免許及び法第6条第3項の規定による届出に係るものに限る。）は、保健福祉事務所長又は香川県小豆総合事務所長を経由しなければならない。<u>ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第6条第3項の規定による届出を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（書類の経由等）</p> <p>第1条 歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）の規定により知事に提出する書類（免許及び法第6条第3項の規定による届出に係るものに限る。）は、保健福祉事務所長又は香川県小豆総合事務所長を経由しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第1条の規定は、令和4年12月17日から適用する。